

## 生徒会規約

### 第1章 総則

第1条 本会は秋田県立六郷高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は本校生徒全員を会員とする。

第3条 本会は本校教育の趣旨に則り、校長の許可した範囲内における活動を通じて、自主性に満ちた民主的学園の建設を図るとともに生徒の本分を守り、個性の伸長を促すことを目的とする。

第4条 本会は目的達成のために次の活動を行う。

- 1 校内に於ける各種文化、体育行事の主催と参加
- 2 校内に於ける各種研究の計画と実施
- 3 各種部活動
- 4 生活風紀の改善と校風の確立
- 5 その他必要と認められる活動

第5条 本会の会員は生徒会に協力する義務があるものとする。

第6条 本会の会員は集会、印刷物、物品の配布、掲示、アンケート等をする場合は事前に生徒会顧問および執行委員会に届けでなければならない。

第7条 本会は本校職員を顧問とする。

### 第2章 組織(機関)

第8条 本会は目的達成のために次の機関を設ける。

- 1 総会
- 2 評議委員会
- 3 執行委員会
- 4 運営委員会
- 5 ホームルーム

## 6 会計監査

## 7 選挙管理委員会

第9条 会議は校内公開とし、傍聴者は議長の承認を得て発言できるが、議決権はもたない。ただし執行委員会・特別委員会はこの限りでない。

### 第1節 総会

第10条 総会は本会の最高議決機関であり全会員を以て構成し、会長がこれを召集する。

2 議長は総会の秩序を維持し、運営に当たり選出方法は次のとおりとする。

(1) 正副議長は会長が指名して評議委員会の承認を得る。

第11条 定期総会は年1回とする。ただし、次の場合には臨時総会を開く。

(1) 全会員の4分の1以上の要求があったとき。

(2) 評議委員会の要求があったとき。

(3) 会長が必要と認めるとき。

(4) 顧問の要請があったとき。

第12条 総会の召集は原則として3日以前に公示し、会員3分の2以上の出席によって成立する。

第13条 総会が不成立の場合は10日以内に再召集するものとする。

第14条 議決は出席者の過半数の賛成を要する。ただし、賛否同数の場合は議長が決議するものとする。

第15条 総会の席上要求があった場合は会長、各委員長は、職務に関し報告の義務を負う。

第16条 総会の所管事項は次のとおりとする。

(1) 決算の承認・予算の議決

(2) 規約の改正

(3) その他重要事項に関する審議決定

### 第2節 評議委

第17条 評議委員会は総会の代行議決機関であり、各運営委員長、学年評議委員を以て

構成し、会長がこれを召集する。

- 2 評議委員長は評議員の互選によって選出され、評議会の議長を務めるものとする。
- 3 正副会長、執行委員は評議委員会に出席し、発言権を有するも議決権を有しない。

第18条 次の場合に評議委員会を開く。

- (1) 評議委員の3分の2以上の要求があったとき。
- (2) 執行委員会の要求があったとき。
- (3) 会長が必要と認めたとき。
- (4) 顧問の要請があったとき。

第19条 評議委員会の召集は原則として3日以前に公示し、評議委員3分の2以上の出席によって成立する。

第20条 議決は出席者の過半数の賛成を要する。ただし、賛否同数の場合は議長が議決するものとする。可決された案は校長の承認を得て実施する。

第21条 評議委員会の席上要求があった場合は会長、各委員長は職務に関し報告の義務を負う。

第22条 評議委員会は必要に応じて特別委員会を設置し、問題の調査検討立案等を行わせることができる。

2 特別委員会の構成は評議委員会で決定し、特別委員長は委員の互選によって選出されるものとする。

3 特別委員会は任務の遂行後解散する。

第23条 評議委員会の所管事項は次のとおりとする。

- (1) 予算案の審議
- (2) 総会に提出される重要案件の審議
- (3) 特別委員会の設置および廃止の決定
- (4) 部・同好会の新設、昇格、格下げ廃止に関する案件の審議
- (5) その他必要と認められる案件の審議・議決

### 第3節 執行委員会

第24条 執行委員会は生徒会の執行機関であり、会長・副会長・執行委員を以て構成する。

2 執行委員長は会長がこれに当たる。

第25条 執行委員会は必要に応じて常時行われるものとする。

第26条 執行委員会の所管事項は次のとおりとする。

- (1) 第4条に定める活動の企画および運営
- (2) 評議委員会に提出する議案の作成
- (3) 総会、評議委員会の評決事項の執行
- (4) 予算案の作成
- (5) 予算の施行
- (6) 緊急事項の処理
- (7) 部格下げおよび同好会の廃止
- (8) その他必要と認められる事項

### 第4節 運営委員会

第27条 運営委員会は図書出版・保健・学校園生活・安全・体育・進路の各委員会を以て構成し、各分野の活動を行う。

- (1) 図書出版委員会 各クラス2名の委員で構成する。

#### 活動内容

- ① 図書館運営に当たり生徒の読書意欲の助長を図る。
- ② 全校生徒のための掲示板を設置し、絶えず新しい情報を提供する。
- ③ 学校新聞および機関誌を発行する。

- (2) 生活安全委員会

#### 活動内容

- ① 校内視聴放送の計画、実施、校内外に及んで取材活動を行い、充実した視聴放送

活動をする。

② 校内視聴放送設備の管理にあたる。

③ 人命尊重の精神をもととして、あらゆる交通安全事業等に協力し事故を未然に防止することを目的として自主的に活動する。

④ 生徒の風紀に関する諸問題について研究し、校内外における生徒の風紀秩序の維持にあたる。

(3) 学校園委員会 各クラス2名の委員で構成する。

活動内容

① 校地内の花壇の管理、美化に努める。

② 笹竹祭などの文化的行事の企画運営を行い、校内の掲示その他文化促進のため努力する。

(4) 保健委員会 各クラス2名の委員で構成する。

活動内容

① 生徒の保健安全の諸問題について研究し、生徒の保健安全の意識向上に努め環境の美化を図る。

② 校内外の保健安全設備の管理に当たる。

(5) 体育委員会 各クラス男女各1名の委員で構成する。

活動内容

① 執行委員会より委託された事項を行うものとする。

② 運動会・クラスマッチその他の体育的行事の企画運営にあたる。

(6) 進路委員会 各クラス2名の委員で構成する。

活動内容

① 資料の整理と配布、調査の集計等を行う。

第28条 各委員会は委員長、副委員長各1名を選出し、委員長は責任を持って委員会を運営する。副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときはその任務を代行する。

## 第5節 ホームルーム

第29条 ホームルームは生徒会自治の単位体であり、各クラス生徒を以て構成し、評議委員2名(男女各1名)運営委員等を選出する。

第30条 ホームルーム代表の評議委員は各構成員の意見を代表し、ホームルームに対し、生徒会活動に関する報告の義務を負う。

## 第6節 会計監査

第31条 会計監査は会員全員による直接選挙によって選出された3名の委員を以て構成し、生徒会会計全般を監査する。

第32条 会計監査の活動内容は次のとおりとする。

- (1) 生徒会に関する一切の会計監査
- (2) 総会及び評議委員会に於ける監査報告
- (3) 予算編成に際しての助言

第33条 監査は年度末に定期監査及び必要に応じての臨時監査をする。

第34条 会計監査は次の要求があった場合、要求された部等の会計について時監査を行わなければならない。

- (1) 全会員の5分の1以上の要求があったとき。
- (2) 評議委員の4分の1以上の要求があったとき。

第35条 会計監査は部等に対して監査要求の権利をもつ。

## 第7節 選挙管理委員会

第36条 選挙管理委員会は各ホームルームから1名ずつ選出された委員を以て構成し、役員選挙に関する事務を行い選挙管理に当たる。

2 委員長は委員の互選により選出する。ただし最高学年の委員がこれに当たるものとする。

第37条 選挙管理委員会は役員選挙に当たり、次の事務を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補者及び推薦候補者の受付

- (3) 公示・掲示用紙の作成
- (4) 立会演説会の運営
- (5) 投票場設営
- (6) 投票立会
- (7) 開票作業
- (8) 集計結果の発表

第38条 選挙管理委員会の任期は1年とし、4月から翌年の3月までとする。欠員を生じた場合は、各ホームルームの責任で補充するものとする。

第39条 選挙管理委員が役員選挙に立候補又は候補者推薦する場合は、委員を辞任しなければならない。

### 第3章 役員

第40条 本会は次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名(各学年1名)
- (3) 執行委員 4名
- (4) 会計監査 3名
- (5) 書記 2名
- (6) 会計 2名
- (7) 補佐 若干名

第41条 役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は生徒会を代表し、執行委員を統括するとともに総会、評議委員会を召集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行する。
- (3) 執行委員は会長、副会長と協力して第26条に定める事務を行う
- (4) 会計監査は第32条に定める事務を行う。

(5) 書記は総会、評議委員会等の会議に関する一切の記録書類を作成保管し、会議の席上要求があったときはその内容を報告する。

(6) 会計は生徒会会計の事務一切を行う。

#### 第4章 選挙および任期

第42条 役員の選出方法は次のとおりとする。

1 次の役員は立候補制直接選挙とする。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 執行委員

(4) 会計監査

ただし会長立候補者は被選挙権を有する最高学年の者とする。

2 次の役員は会長が指名して評議委員の承認を得る。

(1) 書記

(2) 会計

第43条 会長、副会長、執行委員、会計監査は選挙の結果当選したもの及び書記、会計は評議委員の承認を得たものを校長が認証するものとする。

第44条 役員の任期は1年とし毎年11月に改選するものとする。

第45条 役員選挙は全て選挙管理規定及び選挙管理委員会の管理の下に行われなければならない。

第46条 会長、副会長はホームルームの正副委員長を兼任することはできない。また生徒会役員は運営委員を兼任することはできない。

第47条 選挙管理委員会は立候補締切以後選挙当日までの間に立会演説会を開かねばならない。

第48条 演説会は立候補者1名につき応援者2名以内とする。立候補資格を有する現役員は責任者及び応援演説者になることはできない。

第49条 選挙は直接無記名投票によりこれを行う。選挙当日投票できない事が前もってわかっている者でその理由が選挙管理委員会によって認められた場合は校内において不在投票できるものとする。

第50条 開票において各候補者につき1名開票に立会うことができる。

第51条 次の投票はこれを無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの。
- (2) 候補者以外の氏名を書いたもの。
- (3) 規定以上の候補者の氏名を書いたもの。
- (4) 記載名の判定がしがたいもの。
- (5) その他選挙管理委員会が無効と認めたもの。

第52条 役員及び委員のリコールは選挙後30日を経過した後、選出母体の5分の1以上の会員の連署を以て提案し、過半数の賛成を得て成立する。

第53条 役員及び委員の辞任は選出母体の会員の過半数の賛成を得て承認される。

第54条 リコールが成立して又辞任が承認されたときはその後任者は前任者と同じ方法で選出されその任期は、前任者の残余期間とする。

第55条 選挙管理規定は別にこれを定める。

## 第5章 会計

第56条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

第57条 本会の経費は全会員からの会費、入会金、事業収入及び寄付による。

第58条 会員は入会にあたっての入会金及び毎月所定額の会費を納入しなければならない。ただし、1年分を9月までに納入することができる。

第59条 予算は年度内に予算委員会が次年度予算案を作成し、顧問教師の指導を経て評議委員会の審議を行い総会の議決をもって発効する。

第60条 各部及び委員会はその部門の顧問の承認を得て、予算の使途を決定し会長の認可を得て、出納を行う。

第61条 本会の会計については会計監査を受けなければならない。

## 第6章 顧問

第62条 本会は各機関に校長の承認を得て、顧問教師を委嘱し、その活動を有効にするための指導助言を受けるものとする。ただし、原則として顧問教師は2つ以上の機関の顧問を兼任できないものとする。

## 第7章 規約改正

第63条 規約の改正は会員の3分の2以上の賛成を必要とし、修正案は執行委員会で作成し、総会の議決を経た後校長の承認を得るものとする。